

○ 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例（抜粋）

（運営審議会の設置）

第20条 市民文化センターの運営を円滑に行うため、市長の諮問に応じて運営に関する事項を審議する新居浜市市民文化センター運営審議会を置く。

○ 新居浜市市民文化センター運営審議会規則

昭和49年7月15日

規則第28号

（趣旨）

第1条 この規則は、新居浜市市民文化センター設置及び管理条例（昭和49年条例第29号）第20条に規定する新居浜市市民文化センター運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平9教委規則2・平17教委規則2・一部改正）

（組織）

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、新居浜市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者 6人

（2）社会教育団体の代表者 3人

（3）社会福祉団体の代表者 3人

（4）市の職員 3人

（平9教委規則2・一部改正）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭63規則21・一部改正)